



## 特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター

専務理事 事業課課長補佐  
所長 犯罪被害相談員  
佐藤 鐵太郎さん 橋谷田 清美さん

- 企業プロフィール**
- 事業内容：神奈川県公安委員会指定  
犯罪被害者等早期援助団体
  - 相談員・支援員数：相談員37名、支援員13名(2011年12月現在)
  - URL：<http://www.kanagawa-vsc.or.jp>

## 犯罪被害者の支援には 企業の理解が必要

### 犯罪被害者の方々に休暇制度が必要な理由は

- ① 事件後生じる心身の不調から、通勤・勤務が困難になるため
- ② 刑事手続きや他の事務手続き、通院等のため
- ③ 今後の生活について考える猶予が必要なため 等

### 犯罪被害者には支援が必要

犯罪の被害者や家族・遺族は、生命、身体、財産上の直接的な被害だけではなく、被害後に生じる様々な問題で苦しんでいます。事件に遭ったことによる精神的ショックから心身の不調をきたし、仕事の能率の低下や対人関係の支障が生じるなど、捜査や裁判による精神的、時間的負担も想像以上のものがあります。治療のための通院、事件や事故に伴う裁判への出廷等のために欠勤も重なってしまいます。こうしたことによって、仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に犯罪被害者が置かれることも少なくありません。

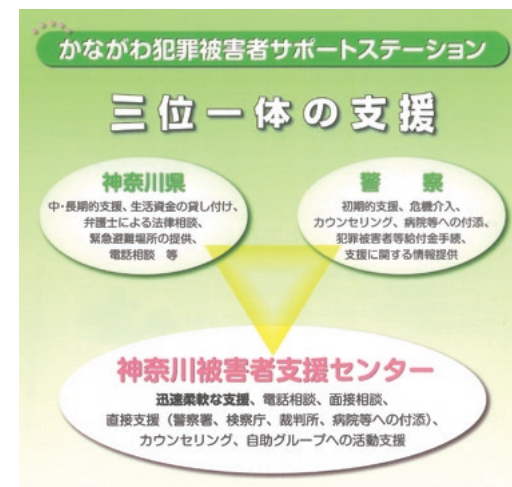
### 二次的被害にも注意

周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材などによってストレスを受け不快感に悩まされることもあります。このような直接的な被害の後に生じるものを二次的被害と呼んでいます。また「頑張りなさいよ」などせっかく励ました言葉が、犯罪被害者を苦しめる言葉となって届いてしまうこともあります。この一言が犯罪被害者の回復を遅らせる、あるいは一生にわたって犯罪被害者を苦しめ続

けることにもなりかねません。心に傷を負った方をサポートするには、犯罪被害者の心情や実情を理解することがとても重要なのです。

### 三位一体の支援を実施

犯罪被害者の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るため、神奈川県、神奈川県警察、当センターが同じ部屋に常駐して、三位一体・ワンストップでサポートする体制を全国に先駆けて整えています。弁護士相談やカウンセリングが必要な場合はその手配、公営住宅の一時的な提供や民間賃貸住宅の情報提供、ま



た裁判所への付き添いなど当センターへ相談していただければ自分で探したりしなくても、済むように対応しています。

### 犯罪被害者支援に関する講座

当センターで犯罪被害者を実際にどのような点に気をつけてサポートしているのか、あるいは犯罪被害者がどのような状況に置かれているかといった理解を深めていただくためにも、犯罪被害者支援に関する講座を受けてもらえれば、犯罪被害者の心情なども理解できるのではないかと考えています。社員が犯罪被害者だけでなく犯罪被害者を取り巻く人になる可能性もあります。講座を受講後、ボランティアで相談窓口における対応まで経験してもらえれば、犯罪被害者の心情を理解でき、社内での対応に活用できるのではないかと考えています。特に企業の人事や総務を担当している現役の社員の方に受講していただければ、犯罪被害の実態を知ってもらえると同時に、企業内でも犯罪被害者支援に対する理解が広がると思います。実際に犯罪被害にあった方でも、会社に相談してとても良い対応をしてもらい、大いに助かっているといった例もあります。

### 特別な休暇制度の必要性

事件や事故の直後は犯罪被害者の方が対応すべきことが多く、例えば警察への届出、事情聴取、証拠提出などで警察へ出向かなければならず、また病院で診察を受けるなど、これらの対応で犯罪被害の直後1週間は過ぎてしまいます。この期間に休暇を取得できると犯罪被害者の負担を軽減するのに大変役立ちます。さらに、裁判

が始まれば裁判所に何度も行かなくてはなりません。その間に弁護士との相談や打合せもあります。裁判では長いケースだと1年に10回以上ということもあります。犯罪被害者の休暇申請が度重なり「なぜこんなに休暇が必要なのか」「いい加減もういいのではないかと」というように、犯罪被害者の方々の実態を知らないことが原因と考えられる発言が企業側からなされるケースもあります。実際に、裁判に関わる日数分休暇を取得するだけでも大変で、裁判に関われないという人もいます。そのため企業内でも犯罪被害者に対する理解を深める、そして気兼ねなく使用できる特別な休暇制度があると犯罪被害者にとって大きなサポートとなります。

### カウンセリング場所の提供

現在は警察署単位で犯罪被害者支援のネットワークができていて、警察署がカウンセリングの場所となることがあります。しかし、警察署に出入りしたくない、出入りする姿を人に見られたくないという犯罪被害者の声もあります。大きな企業でしたら、カウンセリングをしているのがわからないような、相談室を提供していただくことも犯罪被害者に対する支援になります。万が一、社員が犯罪被害者になりカウンセラーが企業に出向く場合も、カウンセリングの費用は神奈川県で負担しますので、社員の仕事への負担も少なく支援ができるのではないかと考えています。

犯罪被害者の方々が仕事を辞めることなく、精神的・身体的被害を軽減・回復できるように、会社としての犯罪被害者支援を、CSRあるいは社会貢献という観点から、一度考えてみていただきたいと思います。

犯罪被害者等の方々が、仕事を辞めることなく、仕事を続けられるようにするため、年次有休休暇だけではなく、被害回復のための休暇制度の導入が求められています。

犯罪被害者等の方々の被害回復のための休暇について検討してみませんか

この休暇の導入方法としては、以下のようなものが考えられます。

そこで  
事業主の  
皆様に  
提案です。

- ① 各企業における特別な休暇制度(ex.裁判員休暇・リフレッシュ休暇など)の一つとして「犯罪被害者等休暇」を創設
- ② 既存の特別な休暇制度を活用
- ③ 社内広報等において、犯罪被害者等となった従業員については、それぞれのケースに応じて、必要な休暇を付与する旨を周知